

平成 29 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 4）

堺 市

目 次

	頁
議案第 137 号 市長等の給与の特例に関する条例……………	3
議案第 138 号 市長等の退職手当の特例に関する条例……………	7

平成29年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成29年11月27日

堺市長 竹山修身

議案第 137 号 市長等の給与の特例に関する条例

議案第 138 号 市長等の退職手当の特例に関する条例

市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 市長の給料月額、平成29年12月1日から平成33年10月7日までの間(以下「特例期間」という。)において、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「条例」という。)別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日(条例第34条の3に規定する基準日をいう。以下同じ。)に係る市長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(副市長の給与の特例)

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日に係る副市長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第3条 教育長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日に係る教育長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の10

に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（常勤の監査委員の給与の特例）

第4条 常勤の監査委員の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る常勤の監査委員の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（上下水道事業管理者の給料の特例）

第5条 上下水道事業管理者の給料月額は、特例期間において、条例第34条の4の規定にかかわらず、同条の市長が定める額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第34条の5の規定により市長が定める手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、条例第34条の4の市長が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

（市長等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 市長等の給与の特例に関する条例（平成24年条例第32号）は、廃止する。

市長等の給与の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与並びに上下水道事業管理者の給料について、平成 29 年 12 月 1 日から平成 33 年 10 月 7 日までの間、次のとおり特例措置を講ずることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 市長の給与月額及び期末手当の額について、100 分の 50 に相当する額を減額するものであること。
- (2) 副市長の給与月額及び期末手当の額について、100 分の 20 に相当する額を減額するものであること。
- (3) 教育長の給与月額及び期末手当の額について、100 分の 10 に相当する額を減額するものであること。
- (4) 常勤の監査委員の給与月額及び期末手当の額について、100 分の 7 に相当する額を減額するものであること。
- (5) 上下水道事業管理者の給料月額について、100 分の 7 に相当する額を減額するものであること。

2 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日から施行するものであること。

市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長の退職手当の特例)

第1条 平成29年10月8日現在において市長の職にあった者(以下「市長」という。)に対する同日を含む任期(以下「現任期」という。)に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号。以下「市長等退職手当条例」という。)第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長等の退職手当の特例)

第2条 市長の現任期中において副市長、教育長又は常勤の監査委員に選任された者に対する退職手当(当該選任に係る任期に係るものに限る。)は、市長等退職手当条例第2条から第4条までの規定にかかわらず、支給しない。

2 市長等退職手当条例第4条第1項又は第2項に規定する者が退職した場合の退職手当については、前項の規定にかかわらず、同条の規定は、同条第3項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「第3号に掲げる額」と読み替えて適用する。ただし、当該退職が死亡による退職その他これに準ずる退職であるときは、同条第3項第3号中「副市長等としての在職期間に通算された第1項各号に定める在職期間について、当該退職をした日におけるその者が本市以外の地方公務員、国家公務員又は通算職員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給に相当する職務の級の号俸又は号給の額」とあるのは、「第1項又は前項に規定する副市長等としての在職期間について、本市以外の地方公務員、国家公務員又は通算職員を退職した日後において、その者が引き続き当該職員として在職しているものとした場合に退職した日に受けることとなる職務の級の号俸又は号給の額を勘案して市長が定める額」と読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市長等の退職手当の特例に関する条例の廃止)

- 2 市長等の退職手当の特例に関する条例（平成 25 年条例第 54 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日において副市長、教育長又は常勤の監査委員の職にある者に対する退職手当（同日を含む任期に係るものに限る。）については、旧条例第 2 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

市長等の退職手当の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当については、引き続き特例措置として支給しないこととし、本条例を制定するものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市議会
平成29年第4回定例会
議案の概要

平成29年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その4）

平成29年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

